

## 新会計基準解説

# 2024年年次改善プロジェクトによる 企業会計基準等の改正の概要

企業会計基準委員会専門研究員 早野真史

## I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年3月11日に、「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正」として、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下合わせて「本会計基準等」という。）を公表した<sup>1</sup>。本稿では、本会計基準等の概要を紹介する。

### 1. 包括利益の表示に関する改正

- 改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下「改正包括利益会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（以下「改正株主資本適用指針」という。）

### 2. 特別法人事業税の取扱いに関する改正

- 改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「改正法人税等会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「改正税効果適用指針」という。）

### 3. 種類株式の取扱いに関する改正

- 改正実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「改正実務対応報告第10号」という。）

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

## II 本会計基準等の公表の経緯

ASBJの年次改善プロジェクトは、原則として年1回、4月1日を基準日として、ASBJが公表した企業会計基準等の要変更事項の検出作業を行い、検出された事項について、変更後の記載及び「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）<sup>2</sup>に基づいて必要とされる手

続を検討の上、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行うものである。適正手続規則第25条第1項は、企業会計基準等の変更を改正と修正に区分し、適正手続を定めている（**図表1**参照）。

2024年年次改善プロジェクトでは、2024年4月1日を基準日として行った検出作業により検

<sup>1</sup> 本会計基準等の全文については、ASBJのウェブサイト（[https://www.asb-j.jp/jp/accounting\\_standards/y2025/2025-0311.html](https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2025/2025-0311.html)）を参照のこと。

<sup>2</sup> 適正手続規則については、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）のウェブサイト（[https://www.fasf-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/2/due\\_process-asbj\\_20240521.pdf](https://www.fasf-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/2/due_process-asbj_20240521.pdf)）を参照のこと。